

第四十三回国会 参議院大蔵委員会会議録第三号

昭和三十八年一月三十一日(木曜日)

午前十時二十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 佐野 廣君
理事 柴田 栄君
西川甚五郎君
柴谷 要君
澁谷 邦彦君
永末 英一君

委員

青木 一男君
川野 三彌君
高橋 衛君
津島 壽一君
日高 広爲君
森部 隆輔君
戸叶 武君
大竹平八郎君

政府委員

北海道開発 小西 英雄君
政務次官 小島要太郎君
北海道開発 小島要太郎君
総務監理官 原田 憲君
大蔵政務次官 原田 憲君
大蔵大臣官房 片桐 良雄君
日本専売公社 片桐 良雄君
監理官 片桐 良雄君
事務局側 坂入長太郎君
常任委員会 坂入長太郎君
専門員 坂入長太郎君

本日の会議に付した案件

○日本専売公社法第四十三條の十九の規定に基づき、国会の議決を求める

第五部 大蔵委員会会議録第三号

の件(内閣提出)

○北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(佐野廣君) たいいから大蔵委員会を開会いたします。

去る二十三日、参議院先議として付託されました「日本専売公社法第四十三條の十九の規定に基づき、国会の議決を求めるの件」及び二十四日予備審査のため付託されました北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案、以上二件を一括議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。原田大蔵政務次官。

○政府委員(原田憲君) 提案に先立ちまして、豪雪地帯の皆さん方に心から深くお見舞いを申し上げます。ただいま議題となりました「日本専売公社法第四十三條の十九の規定に基づき、国会の議決を求めるの件」につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

日本専売公社小名浜工場は昭和二十七年海水直煮加圧式製塩工場のモデル・プラントとして設立され、その後塩業整備に伴い各種塩の製造試験工場として運営されて参つたものであります。したが、その設立の本来の目的である海水直煮加圧製塩方式のパイロット・プラントとしての使命はすでに達成され、また今後塩の製造試験工場として運営を続けていくことにも問題がありますので、この際同工場を廃止するに当たるとが適当であると考

次第であります。

ところで、廃止後の同工場用財産につきましては、公社の他部門への転用が困難でありますので、公社においてこれを処分したいと考えておりますが、そのためには日本専売公社法第四十三條の十九の規定に基づき国会の議決を経る必要がありますので、ここに本案を提出した次第であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(佐野廣君) 小西北海道開発政務次官。

○政府委員(小西英雄君) たいい議題となりまして北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

北海道東北開発公庫は、昭和三十一年設立以来昭和三十六年度末までに約八百億円に上る出融資実績を示しております。三十七年度予定の原資二百三十億円を加えますと、三十七年度末には実に一千億円をこえるのであります。

このように、公庫に対する出融資の要請はきわめて強く、その規模も逐年拡大していく実情にあります。

今後、北海道及び東北地方における鉱工業の進展に対処して、公庫がその使命を達成するためには、まず公庫の資本金の充実をはかり、経営の健全性を維持していくことが必要であります。すなわち、公庫の資本金は現在二十

五億円ありますが、三十七年度末における出融資残高は七百八十億円に及び見込みでありますので、このような巨額の事業規模に対処しても自己資本の充実をはかつておくことは緊要のことと存する次第であります。

次に、公庫の原資調達の方法として、政府資金の借入れと民間資金の活用により資金需要に應じているのであります。その大半を債券発行に依存しているものであります。公庫は、公庫法第二十七條の規定により、資本金の額の二十倍に相当する金額を限度として、北海道東北開発債券を発行することができるようになっております。

現在の資本金における債券発行限度額は五百億円ですが、その発行高は三十七年度末において限度額にほとんど到達する見込みであります。

したがって、公庫の資本の充実をはかるとともに、債券発行額を拡大するため、公庫法第四條に規定する公庫の資本金二十五億円を十億円増額して三十五億円とすることについて、法律改正をお願いする次第であります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかにご可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(佐野廣君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き、たいい説明を聴取いたしました二件のうち、「日本専売公社法第四十三條の十九の規定に基づき、国会の議決を求めるの件」につきまして、

て、補足説明を聞くことにいたしました。片桐日本専売公社監理官。

○政府委員(片桐良雄君) たいい政務次官から提案理由の御説明がございましたが、日本専売公社小名浜工場の沿革、廃止が考慮されるに至った経緯、処分の理由等につきまして、さらに補足して御説明申し上げたいと存じます。

日本専売公社小名浜工場は、同公社の有するただ一つの製塩工場でございます。昭和二十七年、海水を煮沸して直接塩を製造する、いわゆる海水直煮加圧式製塩方法の中間工業化試験を目的として設立されたものでございます。同工場の工業化試験は、その所期の目的を達し、現在におきましては、全国四民間工場がこの方法により塩の製造を行なっている次第でございます。

同工場は、その後昭和三十四年塩業整備の際、塩業整備の実施に伴いまして、各種塩の製造試験工場として運営されるに至りまして、年産約一万吨の塩を製造するかわら、家庭用食塩、カン詰用塩の製造等を行なって参りました。しかしながら、同工場は創設以来すでに十年を経過して、設備の老朽化はなほだしく、今後このまま運営を継続することが有利でないと考えられる状況となりました。国内塩に

つきましては事実上の生産制限が行なわれている現在、公社自体が単なる塩の生産を行なうことにも考慮の必要がございますので、公社におい種々検

討いたしました結果、これ以上多額の経費を投入して運営を継続することは適当でないと考えらるに至り、同工場を廃止することとした次第でございます。なお、同工場につきましては、昨年九月に、行政管理局からもその廃止につき早急に検討する必要がある旨の勧告がなされております。

ところで、廃止されましたあの同工場用財産につきましては、同工場の立地条件等の点からみまして、たばこ製造用等公社の他部門へ転用することが困難でございますので、公社におきましてはこれを早急に処分したいと考えておりますが、そのためには、日本専売公社法第四十三条の十九の規定に基づき、国会の議決を経る必要があると考えましたので、ここに本案を提出いたしました次第でございます。何とぞ慎重に御審議あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(佐野廣君) 本件の質疑は次回に譲り、本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十五分散会

一月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、国立病院特別会計法の一部を改正する法律案
- 一、特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案
- 一、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案
- 一、東京港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案

国立病院特別会計法の一部を改正する法律案
国立病院特別会計法の一部を改正する法律

国立病院特別会計法(昭和二十四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。
第四条中「積立金から生ずる収入」の下に「借入金」を、「看護婦養成費」の下に「借入金の償還金及び利子」を加える。
第七条第二項に次の一号を加える。

五 第八条の二の規定による借入金の借入れを予定する年度にあつては、その借入れ及び償還の計画表
第八条の次に次の一条を加える。
(借入金)
第八条の二の会計において、国立病院の施設費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができ、

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。
第十条の見出しを「(国債整理基金特別会計への繰入れ)」に改め、同条中「負担に属する」の下に「借入金の償還金及び利子並びに」を加える。
第十一条の見出し中「一時借入金」を「借入金及び一時借入金」に改め、同条中「第九条」を「第八条の二」に規定する借入金及び第九条」に改める。
附 則
この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案
特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律

特定物資納付金処理特別会計法(昭和三十一年法律第二百二十九号)は、廃止する。
附 則
この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。
2 特定物資納付金処理特別会計の昭和三十七年度分の収入及び支出並びに昭和三十六年度及び昭和三十七年度の決算に関しては、なお従前の例による。
3 この法律の施行の際特定物資納付金処理特別会計に属する資産(現金を除く)及び負債は、この法律の施行の際、一般会計に帰属するものとする。

4 特定物資納付金処理特別会計の昭和三十七年度の出納完結の際同会計に属する現金は、その出納完結の際、産業投資特別会計に帰属するものとする。
5 前項の規定により産業投資特別会計に帰属した現金は、同会計の歳入とする。
6 産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」の下に「特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律(昭和三十八年法律第 号)附則第四項の規定によりこの会計に帰属した現金」を加える。

第四条中「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」を削る。
産業投資特別会計法の一部を改正する法律案
産業投資特別会計法の一部を改正する法律

産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。
第一条第二項中「附則第十三項、第十四項及び第十六項の規定による一般会計からの」を「一般会計からの繰入金」に改める。
第三条中「資金への繰入金」を「資金及び繰入金への繰入金」に改め、「並びに附則第十三項、第十四項及び第十六項の規定による一般会計からの繰入金」を削る。
第三条の二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、繰り入れるものとする。
第四条中「資金からの繰入金」の下に「一般会計からの繰入金(資金への繰入金を除く)」を加え、同条に次の一項を加える。
2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、この会計の資本に充てられたり繰り入れるものとする。

附 則
この法律は公布の日から施行し、第三条の二の改正規定は昭和三十七年度の予算からその他の改正規定は

昭和三十八年度の予算から適用する
東京港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案
東京港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法(外貨地方債証券についての政府の保証)

第一条 政府は、当分の間、法人に對する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、東京港湾区域における土地の造成及びこれに付帯する道路、水道その他の施設の整備に関する事業に必要な経費の財源に充てるため発行される地方債証券で外国通貨で支払わなければならないものに係る債務について、予算の定めるところにより、保証契約をすることができ、

2 政府は、前項の規定によるほか、同項に規定する地方債証券を失つた者に交付するため発行される地方債証券に係る債務について保証契約をすることができ、

(外貨地方債証券の利子等の非課税)
第二条 前条の規定により発行される地方債証券の利子及びその償還により受けるべき差益(以下この項において「利子等」という)については、租税その他の公課を課さない。ただし、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第一条第一項に規定する個人、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)

附 則
この法律は公布の日から施行し、第三条の二の改正規定は昭和三十七年度の予算からその他の改正規定は

附 則
この法律は公布の日から施行し、第三条の二の改正規定は昭和三十七年度の予算からその他の改正規定は

第一条第一項第一号に掲げる法人又はこれらに準ずるものとして政令で定めるものが支払を受ける利子等については、この限りでない。

2 所得税法第四十一条第二項の規定は、前項本文に規定する地方債証券の利子で同項ただし書に規定する政令で定めるものが支払を受けるものについては、適用しない。

附則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

昭和三十八年二月四日印刷

昭和三十八年二月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局